

中小企業のための 経営レポート

事業承継で大切なこと ～身内への事業承継(親子等)～

神戸経営研究所 代表 塔筋 幸造 (中小企業診断士・MBA経営管理修士)

日本にはたくさんの中小企業が存在していますが、これは世界でも同じです。私は多くの企業が存在しているのはとても重要で意味のあることだと考えています。規模が小さいことを中小企業というのではなく、必要なものがたくさん存在しているので多彩なバリエーションのために中小企業は数多く存在するのです。企業には規模の大小にかかわらず存在意味があります。自分のソフトウェア会社の起業経験やインキュベーションで起業を目指している方々の努力に直面するとその意味がよく理解できます。今すでにある多くの会社が困難を乗り越えながら、社会でそれぞれの役割を果たしているのです。だから事業の永続性が重要なのです。

企業がその事業を続けるために、リーダーの交代という「事業承継」に直面します。日本の中小企業で事業承継をする方法として、大きく2つのパターンがあります。

- ① 身内への事業承継 (親子等)
- ② 他者への事業承継 (従業員、M&A等)

事業承継のポイントはなにか？

① 身内への事業承継 (親子等)

事業が生きる糧であれば、家族や地元に着く要素があるのは必然であるかもしれません。外形的には親子承継などはとても理解しやすい形態です。その理由は資産などの承継も相続に繋がりますし、長年の事業継続の苦勞も近くで共有していることも多いから事業が繋がることをイメージしやすいと言えます。

ただ一緒に仕事をしていると私生活と仕事の分別が曖昧になります。私の場合は父の木材販売業を継ぐことになりました。よく意見対立がありました。些細なことも多いですが良くないムードは周りに漂います。これはずっと続いていたかもしれません。あの日の出来事がなければ...

こうしたいと後継者が主張しても、否定されたりしてお互いの齟齬(そご)が生まれます。時として問題は大きくなり、対立の激化があります。ほんの些細なことから対立が始まることもあります。原因にはお互いに「いろんなものを共有しているから分かるはずだ」というお互いへの甘えがあるのも多く見られます。

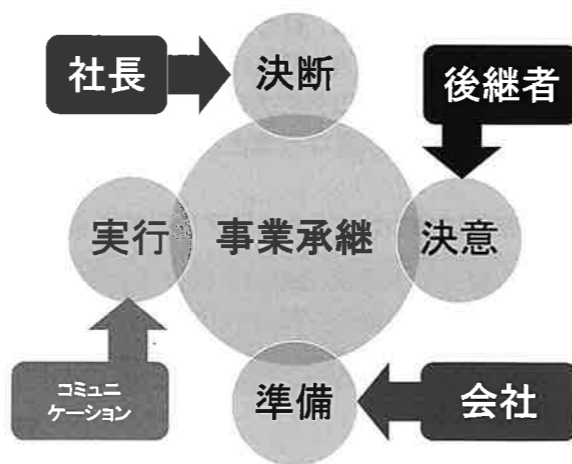
最初「こんなこともわからないのか」とは承継する方、つまりは親側から多いセリフです。言い争いは、しばしば対立激化の決定的な要因になることもあります。甘えといえはそれまでですが、会社や事業にとって良いことではありません。そんな時にどうするか？

一言が大切です。

相手の存在を認める一言です。

私の場合は、ある日の父が手伝ってくれたことに思わず出た感謝の言葉です。忙しさに取り紛れて納期遅れを出しそうになった時、取引先から問い詰められた私には、四面楚歌かと思った日がありました。その時黙って父は手を差し伸べてくれました。何も言わずに一番大変な製材所への配送に向ってくれたのです。汗だくで帰ってきた父に、手伝ってくれたことに対して感謝の言葉を発したとき、返事はなかったけれど不思議な連帯感がうまれました。

事業承継をよく考えてみると、確かにその企業の存続反映という方向性については、承継をする側も受ける側も同じ目的意識です。にもかかわらず、意見の対立があるのです。な



ぜか当事者本人たちは共通性に気づかない、もし素直に気づくことが出来たら事業承継は新たなステージに向かうはずです。

機長経験者に伺ったことがあります。パイロットになるために必要なものは何ですか？

それは「素直」な心です。これがないと職務を全うできないと。

「素直」とはなにか、あらゆる事態に対応できる基本です。もしあなたの周りに事業の承継があれば、ぜひ素直な心でコミュニケーションをとる必要性を考えてください。

また、もしあなたが直接の当事者でなくても、事業承継の悩みを聞く立場にいたら、是非して頂きたいことがあります。それはご本人たちの共通性を話してあげることです。これは第三者でなければ気づかないことも多くあります。これは私もコンサルティングで心しています。

◆次号では「他者への事業承継 (従業員、M&A等)」についてお話いたします。

PROFILE

プロフィール

神戸経営研究所 代表
塔筋 幸造

(中小企業診断士・MBA経営管理修士)

【経歴】

神戸大学経営学部卒業。

父の事業(木材販売業)を承継し、

仲間とともにパソコンソフト会社を起業し現在も運営。

「商売は芸術」のコンサルティングポリシーのもと、創業支

援から戦略策定まで幅広い分野でコンサルティングを行っ

ており、各地の創業塾や後継者塾で多数講師を務める。

兵庫県中小企業診断士協会副会長

◇ホームページ：https://www.kmba.co.jp/



兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策

一時支援金

(原油価格や原材料価格の高騰等による影響の緩和)

対象者

- ・国の事業復活支援金の受給者
または
- ・兵庫県の経営円滑化貸付(原油価格高騰、
原材料価格高騰)の利用者
※その他要件あり

支給額

- 中小法人等 20～30万円
- 個人事業主 10～15万円

申請期間 令和4年7月15日～令和4年9月30日

申請方法

オンライン申請フォーム

<https://hyogo-ichijisien.form.kintoneapp.com/public/D781012522dff-d816cc440b0898b8d8b873dc54c2a5ad4905f88eec9e37983d9>

オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のため、オンライン申請への協力をお願いします。



募集要項

ひょうご産業活性化センターホームページ
<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

兵庫県 中小企業 一時支援金 🔍 検索



問い合わせ

おかけ間違いにご注意ください

コールセンター 050-8882-9440 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)